平成２５年（フ）第３７０号
滋賀県栗東市綣７丁目９番２号
債務者　川口　良朗
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　正哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８７６号
広島市安佐南区上安３丁目９番11号
債務者　山﨑　美江（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　京子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９３６号
広島市佐伯区五日市６丁目５番８号
債務者　西原設備こと　西原　　學
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸岡　道秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０８６号
広島市佐伯区藤の木２丁目８番10号
債務者　権田奈津子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾山慎太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０８７号
広島市佐伯区藤の木２丁目８番10号、住民票上の住所広島市佐伯区八幡東３丁目29番12―５号　201Ｂ
債務者　権田顕吾こと　權　　顯五
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾山慎太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４９号
高知県須崎市大谷1071番３号地
債務者　梅原　由佳
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中橋　紅美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第４８号
福岡県宮若市長井鶴746番地４
債務者　田邊　和也
1　決定年月日時　平成26年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　敦史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第１０号
神戸市中央区脇浜町３丁目５番19―702号、従前の住所広島県呉市押込１丁目10番36号
債務者　山崎　智史
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　晃子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５９号
高知市与力町12番15号、申立時の住所高知市与力町13番９号　ファミール与力301
債務者　友近三津代
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊野部　啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３８８号
高知市本町３丁目６番40号
債務者　北村　卓基
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　行田　博文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２９０号
徳島県板野郡藍住町富吉字富吉57番地１、旧住所大阪市鶴見区諸口１丁目１番34号
債務者　酒井　　厚
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂村　隆明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５１７５号
大阪市中央区島之内２丁目６番26号　ハイコート長堀４―112号室、住民票上の住所大阪市北区天神橋７丁目11番６―2401号
債務者　車　　榮南
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂和　宏展
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月10日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６１１号
大阪府東大阪市御厨南１丁目３番19号　八戸ノ里ハイツ503号
債務者　丸井　雄二（旧姓中井）
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　要介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月10日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０３３号
大阪府門真市幸福町10番14―201号
債務者　東　　里志
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石埜　太一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月10日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３８８号
埼玉県熊谷市妻沼1317番地
債務者　髙野　純一
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３号
函館市日吉町３丁目18番20号　日吉ハイム102
債務者　小杉　昌康
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１５号
函館市亀田中野町271番地15
債務者　久保田　嘉
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
函館地方裁判所